

諮問日：平成28年7月27日（平成28年度（最情）諮問第14号）

答申日：平成28年10月24日（平成28年度（最情）答申第33号）

件名：ハンセン病患者の裁判に関する謝罪の記者会見に際して作成し、又は取得した文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「平成28年4月25日のハンセン病患者の裁判に関する謝罪の記者会見に際して作成し、又は取得した文書（HPに掲載されている文書は除く。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は廃棄済みであり保有していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年5月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

記者会見をしてからわずか2日後に本件開示申出文書が廃棄されたとは思えない。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

- 1 最高裁判所においては、司法行政文書のうち、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、その保存期間を1年以上とする必要のないものについては、通達上、司法行政文書の整理を行う必要がなく、当該文書については、短期保有文書として、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされて

いる。

- 2 本件開示申出文書に該当する可能性がある文書としては、①記者会見の日時・場所等を記載した文書、②取材の集合時間・注意事項等を記載した文書、③配布資料があった。

①及び②の文書は、いずれも報道機関に配布することでその目的を果たすことから、報道機関に配布するための部数しか作成しておらず、報道機関等からの問合せがあった際に確認するための控えについても、記者会見終了時点において、事務処理上使用することが予定されておらず、保有する必要がないため、短期保有文書として随時廃棄しており、既に廃棄済みである。

③の文書としては、「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」及び「最高裁判所裁判官会議談話」があるが、いずれの文書も本件開示申出の時点において、裁判所ウェブサイトに掲載されているから、本件開示申出の内容から除かれている。

したがって、最高裁判所には、本件開示申出文書は存在しない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年7月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月29日 審議
- ④ 同年10月17日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 司法行政文書については、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の1の定めにより、職員は、司法行政文書の整理を行わなければならないが、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、その保存期間を1年以上とする必要のないもの（以下「短期保有文書」という。）については、この限りでないとされている。また、

同日付け最高裁秘書第003546号秘書課長依命通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第12の1の(5)は、短期保有文書については、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとしている。

2 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書に該当する可能性がある文書としては、①記者会見の日時・場所等を記載した文書、②取材の集合時間・注意事項等を記載した文書、③配布資料があったとした上で、①及び②については、いずれも報道機関に配布することでその目的を果たすことから、報道機関に配布するための部数しか作成しておらず、報道機関等からの問合せがあった際に確認するための控えについても、記者会見終了時点において、事務処理上使用することが予定されておらず、保有する必要がないため、短期保有文書として随時廃棄しており、本件開示申出の時点において存在しないと説明している。

そこで検討すると、①及び②の文書は、いずれも記者会見の準備のための事務に用いられるものであると考えられるから、その内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であるということが出来る。そうすると、これらについては、保存期間を1年以上にする必要がない短期保有文書として扱っていることは、前記1の各通達に沿った取扱いであり、相当である。そして、①及び②の文書が上記のような文書であることからすると、記者会見の日の2日後である本件開示申出の時点において、①及び②の文書が、いずれも廃棄済みであって存在しないと説明は合理的であり、これを覆すに足りる事情はない。したがって、これらはいずれも廃棄済みであると認められる。

また、③の配布資料については、いずれも裁判所ウェブサイトに掲載されたものであるとする最高裁判所事務総長の説明が不合理であるとする事情も見当たらない。したがって、本件開示申出の内容に照らすと、これは、本件開示申出文書に当たらないと認められる。

3 以上のとおりであるから、本件開示申出文書は廃棄済みであるとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれらをいずれも保有していな

いと認められるので，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委            員            久   保            潔

委            員            門   口   正   人